

第11回大阪府市統合本部会議

1 開催日時

平成24年5月14日（月） 15：10～16：10

2 場所

大阪府咲洲庁舎2階 咲洲ホール

3 出席者（名簿順）

松井大阪府知事、橋下大阪市長、木村大阪府副知事、総山大阪府副知事、村上大阪府副市長、田中大阪府副市長、山口大阪府市統合本部事務局長、京極大阪府市統合本部事務局次長、堺屋特別顧問、原特別顧問、笠原大阪府商工労働部長、橋本大阪府商工振興室副理事、松元大阪府市経済局総務部長、池田大阪府市経済局企業支援担当部長

4 議事概要

（山口事務局長）

ただいまから、第11回大阪府市統合本部会議を開催させていただきたいと思っております。

いつものお願いで恐縮ですが、マイクを通じて必ず御発言をいただきますようお願いいたします。

本日もご出席の先生方のご紹介も時間の都合で、出席者名簿に代えさせていただきます。

それでは、早速議事に入らせていただきたいと思います。

本日の議題は、お手元の次第のとおり、報告事項1件と協議事項1件というところで、両方で1時間程度で進めさせていただきたいと思っております。

まず、報告事項（1）の「大阪にふさわしい大都市制度推進協議会に向けて」ということで、私のほうから報告を申し上げたいと思っております。

これは先月27日に大阪府・大阪市共同で作られております、大阪にふさわしい大都市制度推進協議会がスタートし、2回目の5月17日に知事と市長の新しい大阪にふさわしい大都市制度、いわゆる大阪都について、その考えを提示していただいております。それを受けまして、この間、知事と市長のお考えを聞きながら、事務方で整理させてい

ただいたのが、資料1ということで、中身を説明すると時間がかかりますので、概要だけを・・・。

(橋下市長)

中身はまた協議会でやるんで、判断しなければいけないところだけ言っていて。

(山口事務局長)

はい。分かりました。

(橋下市長)

次の協議会で、プレゼンを知事がしますので、留意点とか判断しないといけないところだけで。

(山口事務局長)

まず、資料の位置づけですけれども、あくまで協議会委員として、1枚目をおめくりいただきたいのですが、知事・市長の考えをとりまとめたもので、まだ行政的に検討課題はたくさんありますが、一応、方向性ということで出さしていただいて、今後、協議会の議論を踏まえて、さらに詳細な制度設計をしていくための大きな方向性をお示しする、ということで作らせていただいておりますので、この点をご了解いただきたいと思います。

次の頁で、構成についてご確認いただきたいのですが、基本的に条例で規定されました基本計画に基づいて6章立てで作らせていただいております。

まず大きな方針ということで、1番目で基本的な方針、2番目、3番目でそれぞれ広域自治体の在り方、基礎自治体の在り方、4番目で焦点になっていきます財政調整制度、5番目で議会の在り方、6番目に、これは第7回の統合本部会議で本部長から指示のありました移行手続き法案の考え方を少し入れさせていただいております。

少し飛ばさせていただいて、1の基本的な方針のところは、13頁で大阪の現状をいろいろ府市のこれまでの経過から言えば「大阪都」を実現していくということで、その中身としては、広域自治体機能を一元化することと、基礎自治体機能を充実するというところで、特に行政区を特別自治区に再編するという方向性を打ち出しております。特に政令指定都市等では特別自治市という議論がありますが、大阪の地理的な特性や都市の集積状況、都市構造を考えれば大阪都という形で進めるのがいいのではないかという方向性を出させていただいております。次の14、15で大きく絵を描かせていただいております。

ます。特に広域自治体についてはリーダー2人を1人に、基礎自治体にはリーダー1人を複数のリーダーでガバナンス、身近な行政を実現していくという方向性を出させていただいております。

これに伴いまして、基礎自治体、広域自治体の在り方も、24頁から必要性とか目指すべき方向性を書かせていただいております。特に今後の作業の留意点として、26、27頁をお開きいただきたいのですが、広域自治体の一元化の基本的な方向として、全て大阪府に集約するのではなく、事務の形態や具体の分野ごとに府民市民にとって最適な形態を検討するという事で、現在、府市統合本部で検討しておりますが、その方向でやらせていただくという方向を出させていただいております。さらに、それを詳細に事務権限ということで分けますと、法定事務、任意事務、公営企業ということで、法定事務については、政令市権限が、仮に政令市がなくなっても、それが全て新しい都に来るというわけではなく、都が担うものと住民に身近な基礎自治体、特別自治体が担うものにしっかり仕分けをしていく方向を出させていただいております。任意事務、公営企業についても同様の考え方で作業を進めてくということで、29頁から33頁にわたって、現在、この会議でも報告させていただいておりますが、広域機能について、どういう方向で検討していくのかを書かせていただいております。

続きまして、43頁からは基礎自治体の在り方ということで、大阪の場合、これからの基礎自治体が住民に最も身近な存在として、安心・安全を守る観点からいくと、規模が大きすぎるところと規模が非常に小さいところを抱えているということで、規模が大きすぎる例えば政令市である大阪市であれば住民自治が十分に働かない状況にあるではないか、規模が小さすぎるところは行財政基盤が弱く、安定性に欠けるということで、両方に対して住民自治が十分に働きかつ迅速、きめ細やかに総合的な行政サービスが提供できるように中核市程度の権限・規模が望ましいという方向に導いていってはどうかという方向を出させていただいております。

具体的には46頁から、特に大阪市のあり方ということで、基本的には、特別自治区に再編して法人格を持たせ、公選の区長・区議会を置く。あわせて、権限・財源、組織体制の充実を図るということで、中核市を一つのメルクマールにして権限、財源、組織体制にも総合的で専門性の高い組織を作る。人員についても増やすことなく、徹底した行政改革を推進して、適切な人員を配置する。規模と区割りについては30万人をメルクマールに再編していく。特に区割りについては、54頁にも資料をつけさせていただいているが、8月に公募区長が就任されるということで、公募区長就任のうえで、地域特性、歴史的・文化的背景、地域コミュニティなどを考慮して、複数案の区割り案

を検討いただき、協議会で議論を深めていただくという方向を示しております。

その他の市町村については、56、57頁に堺市の問題も含めて出ささせていただいております。自主的な市町村合併と、あるいは広域連携による中核市程度の権能を備えるという方向性を出しております。また、堺市については、同じく政令指定都市として担っている道路や都市計画の広域機能、あるいは80万人という人口の中での住民自治機能がどうなのか、さらに区役所でどのようなサービスが行われているのか、こういうものを分析して一定の方向性を出していただく必要があるということで、これは知事・市長の立場からですが、引き続き堺市に対しては協議会に参加いただいて議論に加わっていただく必要があることを整理させていただいております。

58頁以下は財政調整制度ということで、本来であれば地方税財政制度は抜本的に解決していただいて、大都市が自立できるような仕組みを作ってください必要があるんですが、その第一歩として現行法の中で出来ることを、少し法改正が必要かもしれませんが、現行の枠内でできることをしっかりやろうということで今後、制度設計を検討していきたいという旨を記載しております。ポイントとしては60頁からまとめておりますが、必要性ということで、広域自治体、基礎自治体とも仕事の再編はしますけれども、両方とも必要なサービスを行える財源を安定的に確保できるようなことが必要だと。あるいは特別自治区再編後の各区がそれぞれの実情にあった施策を実施するための財源を確保する必要がある。ポイントとしては61頁ですが、大阪都と特別自治区間の事務の配分に対応した、仕事を分けたことに対応した制度を施行するということと、特別自治区相互間の財政格差を是正し調整する制度を施行するという方向を打ち出しております。具体的に62頁以降でどういう制度設計で考えるかを3つのパターンで絵を示しており、その違いというのは、62頁の左側ですが、大阪の場合、東京と違って交付団体ですので、交付税を各特別自治区に配分する意図があるのですが、いったんそれを都が受けるのか、あるいは各特別自治区に個別配分するのか、あるいは調整する財源についても交付税だけでなく、東京都と同様に固定資産税、法人住民税の3税だけで妥当なのか、さらにそれ以上、それ以外のものを税目として追加する必要があるのか、さらにその税は都税なのか、市町村税なのか、これは3番の調整主体の問題にも関わりますが、都とするのか、特別自治区にするのか、こういうことを踏まえた3つの案を、とりあえずイメージとしてかかせていただきましたので、このイメージに沿って、66、67頁にあります現行の大阪市役所の出先機関の管轄区域をベースに財政シミュレーションを行って、財政調整機能がどういうふうに制度設計できるかを、今後提供させていただきたい

ことを記載させていただいております。

次に70頁、議会の在り方ということで、大阪都特別自治区には公選の議会を置くということで、議会の役割、選挙区はどうあるべきなのか、議員定数はどうなのか、現行の選挙区制でいいのかどうか、論点という形で整理をさせていただいて、議会の先生方を交えてしっかりご議論をいただきたいと思っております。

最後に75頁に新たな大都市制度についての手続きということで、柱だけですが、我々としては、移行法制が整備されるにあたり、地方の発意が最大限尊重されるような制度改正をしていただきたい。ポイントとして5つをあげております。まず、基本計画は総務大臣との協議ではなく、説明レベルでできるような形にできないかどうか、さらに法制上の措置として、地方から具体的に提案をした場合、それに対して国のほうの提案尊重義務を負うイメージをしていただきたいし、基本的には税制とか現行水準を超えた財政措置以外は、1の総務大臣への説明レベルと同様の形で取り扱っていただきたい。協議会の委員構成も、法で決めるのではなしに、地方で自由に決定できる。特別区設置後は都とするか、都とみなす制度とし、現行規定をできるだけ活用してスムーズに大都市制度が展開できるような仕組みにしてほしい。住民投票についても大阪の場合は実施するという方向が出されてますので、その点を加味した法案整備が必要ではないかという形で知事・市長案を整理させていただいております。説明のほうは以上でございます。

(橋下市長)

事務局のほうでここまでまとめていただいて、今までずっと知事時代からやってきたことを積み重ねてきたので、いよいよ協議会にかかる第一歩になります。知事、次の協議会でプレゼンをしていただくにあたって、行政的な中身のことは山口さんがやってもらったとおりでありますが、政治的なメッセージの部分を僕自身が指示して入れ込んでいただいたのが、9頁の、これよく言われるんですが「もう大阪都構想完成しているじゃないか」と。今どンドン府市統合で話が進んでいますから、もう別にいいやんかとよく言われるんですよ。その人たちはぜんぜん分かってなくて、たまたま僕と知事が同じ価値観を持って意思決定をやりますから、物事が進んでいるわけで、また選挙でばらばらの人間が来たら、また意思決定できなくなるじゃないですか。たまたま今は、属人的に僕と知事が二人でワンセットになって意思決定をやっているからなんで、こういう意思決定を恒久的にやろうと思えば制度を作らないといけない、それが都構想なんだよということを特に強調するために9頁を入れてます。市議会での議論すごく多いです。別に今、二人でやって、

府と市であわさって物事を進めているから、制度をいじらなくていいじゃないかという議論。これは、今までの大阪府と大阪市の関係をみれば、うまくいってなくて、たまたま今こういうふうになっているだけで、9頁を強調していただきたいと思います。

それからよくメディアで言われていた15頁のところですが、これも大阪都構想を最初掲げたときに、「リーダー1人」というところだけが、わんわん取り上げられて、1人に全部権限と財源を集中させて危険じゃないかと散々言われたんですが、あくまでも僕らはずっと議論しているから百も承知ですが、あえて15頁で大きく掲げたのは、広域行政のところではリーダーは1人ですが、下の段の基礎自治体機能の充実のところ、今、大阪市長1人しかいないのを、大阪市内に複数のリーダーを作らなきゃいけないということで、大阪に1人だけリーダーを誕生させて全部やらせればいいんだというのを、特に大阪市内には複数リーダーを作らなきゃいけないよということを、この下の段を強調していただきたいと思います。

あと、これも昨日か今日か、また市立大学の教授がコメントを雑誌か何かに…、26頁のところですが、要は大阪都というのが広域行政体を中心に、広域行政の効率化を図って、広域行政に権限や財源を全部吸い上げる視点であって、住民の視点が欠けていると、まだ言う人がいっぱいいるんですが、26頁のところ、大阪都に集約するのではありませんよと、事務の形態・分野ごとに広域行政じゃなくて、基礎自治体の水平連携でやったりとか、教員の人事権も、そもそも僕らは基礎自治体に移していこうと言ってますんで、全部が全部、大阪都に広域行政体に吸い上げるものではないということを特に強調していただきたいと思います。大阪都構想というのが、大阪市の権限と財源を全部広域行政が吸い上げるというイメージがあるんですが、実際に大阪市長をやって、僕が住民自治に絡んでいる行政を僕自身が正直出来ているかと言うと、職員は一生懸命やってくれているんですが、住民に遠い市長の存在をいかに住民に近づけるか、市議会議員も長年の市役所体制でやってきたので、この感覚が分からないんですが、その部分を特に強調していただけたらと思います。

(山口事務局長)

他にございませんでしょうか。

(堺屋特別顧問)

今の市長のおっしゃったのは、できたときの東京都をイメージしている人が多いんです。そのときは、官制知事の時代から、初めのうちはずっと人事

も東京都が握っていて、財政も東京都が握っていて、知事が区長を任命していた。そのときのイメージが20世紀中続いているわけです。今はかなり変わっておりますけれども、それでも結構、新宿区や渋谷区を見てると、東京都が干渉してきます。そのイメージがあるんです。だからちょっと認識の遅れた人は、東京都制度という1980年代の鈴木さんが改正する前のイメージを言うんです。大阪都は、現在の東京都よりも、もうひとつ進んだ制度だと言うことを、よく教えてあげたらいいと思う。

(橋下市長)

特におじいちゃん学者が、昔の東京都制というか、1943年に東条英機が大号令をかけたあそこのイメージを語りますから、まず都があつて、区は内部機関であつて、東京都制の歴史って言うのは、区がいかに独立したか、という歴史だったと思うんですよ。今の大阪の状況と言うのは、大阪市役所という、もうすでに独立している、広域行政体の大阪府よりも権限と財源といいますか、しっかりしているような大阪市役所の体制が先にありますから、独立する歴史じゃないんですよね。いかに、この大阪市役所の体制をさらに住民自治に資するように、住民に近い首長を誕生させるか、という視点なんですけど、どうも東京都制とダブって、大阪都構想という風に言った僕の責任でもあるんですけども、おじいちゃん学者がそう言う人多いので、堺屋先生、そこをしっかりと、すいませんけど、いろんなところで発信していただければ有難いんですけど。

(山口事務局長)

ありがとうございます。原先生、よろしく申し上げます。

(原特別顧問)

最後の法制度の話で、若干、補足させていただきますが、まさに紙に書いてあるとおり、協議ではなくて、地方で決められたことを協議ではなくやる、地方が提案したことを国が尊重する、と言うことがもっともポイントになるころだと思えます。これに対しての否定的な見解っていうのが、私が今、承知している範囲では3種類ぐらいありまして、ひとつはまず、地方に全部任せろって言っても、任せられないところがありますよ。国から大阪に、追加的なお金が出るだとか、他の自治体の取り分が減っちゃうだとか。そういうところで任せられないですよ、っていう話がある。これはもっともなんですよ。もっともなんですけど、だからと言って、すべて、何から何まで協議しろ、っていう話ではないですよ。例えば、大阪都と特別自治区との間で

事務配分をどうするのか。これ別に他の地域に何ら迷惑をかける話しではないので。このあたりは任せていただいてよろしいんじゃないんでしょうか。

それから、あと2つ目の議論というのが、協議、国と地方との間でよく協議しておくことによって、その後、結局、物事がうまく進んで行くんですよ、円滑に進んで行くんですよ、という話があります。これももったもんです。もったもんですけども、問題は、そのために地方側に協議をする義務を課すかどうか。協議しなければいけないという義務を課すかどうか、っていうことだと思んですが、円滑に進めるために国としっかりと話しといたほうがいい、とすることであれば、これ別に、協議、義務とか課していただかなくても、地方で勝手にやればいいことであって、とすることだと思います。

最後に3つ目が、やっぱり国家主権とか国の役割というものがあります、国として一定の統制とか、関与とかしないといけないんです、という議論があります。例えば、何らかの法改正が必要になる、ということ考えたとき、法律の改正って、やっぱり国会でやるわけですから、地方で言ったことを、そのままやれって言われても、国会として困っちゃうわけですから、という議論があります。ここは非常に難しく、法改正があると、結局、最後は国会で決めさせろ、という話にしてしまうと、今の制度っていうのは、すべて一律に法律で決めちゃっている。本来、地方に任せたらいいことまで、法律で決めちゃっているような仕組みですから。今、法律で決まっていることは、国会議員に決めさせてねという、今の中央集権体制を維持したい、とっているのと等しいです。この3点目の議論は、やや根本理念にかかわるような話になってくる。議論する上では、これら3つのどこで議論されているのか、よく整理しながらしていったほうがよいのではないかと思います。

(堺屋特別顧問)

今の原顧問の話ですけど、国会の方々とお話をしたら、自由民主党と公明党の方は、ほぼご理解いただきました。民主党の中には、いろんな意見があるんですけども、やはり国の集権制というか、総務省による許認可で、全日本の自治体に一律にかけとかないといけない、その最後の国の権限を残しておかないと安心できないという発想があるんです。それは、どの程度強い民主党の意思なのか、特定の国会議員の意思なのか、総務省からそういう意見が出てるようなんですけども。これを1本化して、やはり地元で作ったものを報告・相談はしなければならぬ。通知はしなければならぬけれども、意思決定は地方にあるようにする。そうでないとどこが困るかといいますと、国の法律でやらずと、すぐに法律の中で、細則は政令にするというのが出るんです。細則政令にすると、すぐに細則は省令にするというのが出まして、

通達、規則とこうなってくると、結局、中央官庁の意のままに、しょっちゅう変えられるという可能性が出てくるわけです。だから、やっぱりここはちょっと皆さんに時間かけてご理解いただいて、今、原顧問がおっしゃったように、他に影響のあるものに関しては、それはやはり国の承諾は得ると。それ以外については、報告だけにするという点で妥協してもらおうということ、今やっております。どの程度、民主党が強い意思で、民主党の人々全員がどう思っているかどうか、そこがポイントです。

(橋下市長)

堺屋先生と原先生、国政の国会議員の皆さんに対する説明とかいろいろご協力いただいているんですが、76頁のダイヤの2つ目のところの部分は、さっきの原顧問が言われたようなところも考えて、こういう表現で、これぐらいのところは、総務大臣への説明、「次の場合を除き」となっているから、ここはある種協議してもいいよ、というそういう趣旨なんですかね。

(山口事務局長)

基本的には地方の発意を認めていただくと言うのが大前提ですんで、尊重していただくということですけども、ただ、国の財政に関わる部分があれば、お話をするという事は、否定はしていないということです。

(橋下市長)

これは、原顧問、バランス的には、まあこれはこんなものかなって感じですか。76頁のダイヤのこの部分のところなんですけども。

(原特別顧問)

これは、特に新たな財政措置で追加で国からお金を突っ込むみたいな話ではなく、国から新たに財政措置でお金を突っ込むみたいな話であれば、これはさすがに地方に全部やらせてください、ってことにはならないんじゃないですか。

(松井知事)

原顧問、これ以外に何かありますか。この部分は協議が必要だと言われる部分ですね。これ協議会でこの議論していくわけですけどね。これ以外にどうしても国の関与が、協議しなければならない中味の部分は。制度を変えるにあたって。

(原特別顧問)

この2つ以外ということと言えますと、さっき堺屋先生がおっしゃられたみたいに、他の自治体とか、大阪の域外に、何らかのご迷惑をかけるんでしょうか、ということだと思っうんですね。お金が追加的に国から出る、っていうのはこれはあるんですけども。それ以外のことでなんか迷惑がかかるのか。やっかみみたいなのはあるかもしれないんですが。大阪ではこんなことができたのに、隣はできていないからけしからんみたいな。なんかそういうこと以外は、あんまりなさそうな気がするんですね。

(橋下市長)

行政的には、どうなんですか。副知事から見て、他に、他の自治体に迷惑がかかりそうな、大阪府域外に迷惑がかかりそうなことってあるんですかね。事務の分配なんかで、大阪で児童相談所とか、子ども家庭センターとか、府立高校、市立高校を配分していくにあたって、大阪府域外に迷惑がかかることって、行政的に何か思いつくことって何かありますか。

(総山副知事)

基本的には、それぞれの自治体が、大阪府と隣の県が、それぞれの権限なり責任に基づいて、役割を果たしていますので、迷惑をかけるっていう意味では思いつかないですね。ただ、逆にね、連携して一緒になってやっていって、より効率性を保とうよと。例えば、フェニックスみたいな共同処理で廃棄物を一緒にやりましょう、そんなところはあり得ると思いますけどね。ただ、今の市長がおっしゃった部分で、迷惑では決してないんですが、例えば、私学へ行っている子どもたちをどう考えるのか。大阪の助成制度の中で府民が私学へ行っている、その子が隣の県へ行ったときどうしたらいいのかという。そんな相互の関連みたいな議論があり得ると思いますけども、先生がおっしゃったように迷惑をかけるから隣の県の了解をもらってというのはあんまり思いつかない感じがします。これから行政を展開する中で、出てくるかもしれませんけど。

(松井知事)

今言われるとしたら、例えば本四架橋負担金。これ、府と市で政令市やから、応分の負担は、大阪の中で府と市と2つで出さされている。これ普通の府県に行くと1つで、政令市のないところは単発で出しているわけで、その部分はどうなのっていうのがあるけれども。これはもともとね、人口割とかなんとかで、国の考え方の中で、決定していけばいい話だけ。

(総山副知事)

そうですね。お金の面で言えば、隣の県と大阪府というよりも、大阪市と大阪府の関係で、政令市は、市長がおっしゃるように、一定の権限と責任をお持ちなので、その中でこれまであったと。これからどうして行くのかという議論は、新しいトップの制度設計の中できちんと、さっき出ていますように、やらなきゃいけませんけども、今の話で気になるのは、都ができたときは、ちゃんと制度設計ができて、その理念に基づいて、一定の方向が整理ができるんでしょうけども、それまでの間の府と市の連携をどない具体化して、どない責任分担して行って、どない財政配分をして行って、そこは非常に気になるが、それはまたA項目なり、B項目の議論として各論は出てくると思いますんで。また相談に乗ってほしいと思います。

(山口事務局長)

よろしいでしょうか。それでは、この案で17日の協議会に望ましていただくということで確認していただいて、よろしいでしょうか。

(山口事務局長)

それでは、協議事項として、信用保証協会について進めさせていただきたいと思います。前回の統合本部会議で論点の報告を差し上げておりますけれども、今後の進め方についてお諮りをしたいということで、今日、協議事項として取り上げておりますのでよろしくお願ひします。それでは、まず内容について大阪府の橋本副理事の方からご説明よろしくお願ひします。

(橋本大阪府商工振興室副理事)

それでは、資料に基づきまして、この間の検討結果をご報告させていただきます。府と市の信用保証協会の一本化ということで、まず、一本化統合する目的についてでございますけれども、これは事務的に大阪市さんと協議させていただきまして、目的として2つ掲げさせていただいております。中小企業金融の円滑化、資金供給を円滑化するという目的が一点でございます。それから、二点目が二重行政の解消でございます。この二点にさせていただきましたのは、信用保証協会の合併ということになりますと、国の認可が必要でございますが、国の認可要件といたしまして、金融の円滑化に資すること、あるいは、経営の合理化に資することという要件がございますので、これを睨んで、こういう目的に整理をさせていただいております。

次に両協会の現状でございます。真ん中の欄をごらんいただきたいと思います。

ます。まず基本財産でございますけれども、府が665億に対して大阪市の方は144億ということで、基本財産はおおむね4：1という比率でございます。保証債務残高でございますが、府が2兆7千億に対して、市の方が8千億ということで、これはおおむね3：1の比率でございます。利用中小企業の数でございますが、府の10万社に対して、市の方が3.6万社ということで、おおむね3：1の比率でございます。職員数でございますが、府の方が334名に対して、市が93名ということで、これは3分の1弱の比率でございます。このように、おおむね3：1あるいは4：1くらいの規模の違いがあるという状況でございます。次に、その右側の所をご覧いただきたいのですが、大阪市内の事業者さんに対する保証業務ということで、この現状でございますが、22年度末の状況でございますが、府の方が市内の事業者に対して、約1兆600億を保証いたしておりまして、利用されている企業が3万9千社でございます。これに対しまして、市の協会の方でございますが、8千億の保証残高で利用事業者数は3万6千社という数字でございます。なお、資料には記載しておりませんが、この内1万1千社が重複をしていると、両方利用しているという現状でございます。現状については以上でございます。

次に、3つ目の検討経過の欄でございますが、1月25日に、府市の事務レベルでワーキンググループ、これを設置いたしまして、その後、今日はご欠席でございますが、大庫参与と佐々木参与のご指導をいただきまして、2月から、おおむね2週間に1回程度の割合で、ヒアリングなり、協議をさせていただいております。大庫参与の、一定の、後ほど資料についておりますけれども、大庫参与のレポート等を踏まえて、5月11日に、木村副知事と村上副市長で、今後の進め方につきまして、おおむね、大筋合意に達したということで、今日はその方向に沿って今後進めさせていただきたいということ、諮らせていただきたいと思いますと思っております。副知事、副市長で合意した主な内容でございますが、統合方法は、府の信用保証協会への吸収合併方式としていくと、それから、統合を進めていくために適正な資産査定を双方で行っていくと、合併に向けて、準備組織、これは大阪府、大阪市、それから府の信用保証協会、市の信用保証協会、この4者で構成する協議会を設置して、検討項目を詰めていきたいと思います、この3点につきまして、5月11日、木村副知事と村上副市長さんで合意ができたということでございます。今後の進め方でございますが、今申し上げました3点の合意に基づきまして、準備組織、協議会を立ち上げさせていただきまして、そこに書いております検討項目、府市の財政負担のあり方、それから資産査定の進め方、統合後の組織のあり方、これらの課題についてですね、この協議会で詰めていきたいと、

今日はその方針について、ご了解をいただきたいという内容でございます。説明は以上でございます。

(山口事務局長)

ありがとうございました。それでは、木村副知事、とくに補足は。

(木村副知事)

どうもありがとうございました。検討項目3つ書いていますが、2つ目の資産査定、デューデリはコストと制度の見合いみたいなものでしょうし、統合後の職員の処遇を含めた組織のあり方、これについても調整はついていくと思うんですが、一番懸念しているのは、この目的を達するためという面からも、財政負担のあり方が大きな問題だと思います。特に2点感じてますのは、基本財産倍率ですね。平成22年度の決算を見ますと、府の保証協会は倍率が4.1倍、これに対して市の保証協会は5.5倍になってます。このまま単純にですね、府の保証協会が市の保証協会を吸収いたしましてもですね、基本財産倍率は当然悪化するということになります。これは、ひいては新しい組織の財政基盤が今までよりも脆弱になる、結果として中小企業に対する円滑な資金供給が阻害されかねない、という懸念が1つはございます。それから、これはまだ精査がいるんですけども、市の保証協会がこれまで保証してきた債務については、かなりの損失が発生するのではないかと、そういうリスクを秘めているということが間違いないところです。この2点をベースに考えますと、これからの協議ですけれども、せっかく今日は市長もおられるので是非申し上げたいのは、できればですね、合併する前に、市の信用保証協会の基本財産倍率が、府の倍率と、例えば同等となるような、追加の出捐ということが可能ではないか、お願いできないか、市の方からですね、財政事情もありますので非常に難しいかもわかりませんが、そういうお願いはこの際しておきたいというのが1つですね。それから、市の保証協会がこれまで保証されてきた債務について、損失が発生した場合、この取扱い、これについても、期待感としては市が、市の保証協会に代わって補填していただくことも必要かと、そういうふうなことも頭の中にはございますので、これからデューデリを進めて参りますけれども、この資産調査の過程で、これらの負担のあり方についても、合併協議会、スピーディーにやっていきますけれども、この協議会で検討する必要があると、そういうふうに認識してますので、一番大事なのが、この財政負担のあり方、この整理だと、それだけちょっとこの際申し上げておきたいという思いです。

(橋下市長)

村上副市長、ちょっと、それに対しての见解を。

(村上副市長)

基本的にはですね、これまでの保証をした分については、当然市で負うべきものと思っておりますので、それについては問題ないのですけれども、ただ、あらかじめ出捐できるかどうかというのは、これは議会の問題がありますので、その辺については合併協議会の中で出てきた課題について、具体的に協議をさせていただきたいと思います。

(橋下市長)

市が貸し付けた分はもう、それはおっしゃるとおり、しっかりと市で負担をして、あとは合併した上で、基本財産のその部分から貸付が円滑に行かないということにならないように、そこはまた事務レベルでしっかり調整をさせてもらいたいと思うんですが、市の貸し付けた分はしっかり市が負担することを前提にですね、後は事前にどこまで積むのかどうするのか、事後的には必ず補填はしますけれども、事前のその部分についてどうするかは、この協議会の中で詰めさせていただけますかね。

(木村副知事)

いずれにせよ、かなり短期間でですね、思い切った、言葉悪いですけどもリストラを実現するというのはですね、トップの指導といいますか、意識が非常に大事だと思いますので、是非しっかりとご指導いただきたいと思います。

(総山副知事)

1つだけ。吸収合併して、1つになっていくけれども、新しい需要を誰の責任でどう担っていくのか、法人は1つになりますので、その法人が担うのがいいのかもしれませんが、先ほど申し上げたように、都になったときには、ちゃんとした都としての制度設計がなされるけれども、まだ厳然として大阪市の政令市さんがおられて、大阪府がおるときに、その府・市の責任のあり方はどう考えたらよいか、これは非常に難しい議論だと思いますので、これも協議会の中できちっとやってほしい。すなわち、市は政令市として一定の役割を果たしてこられたと、これから一切しないよということなのか、やっぱり都になったときにはそういう形になるけれども、政令市なんだから一定の役割はちゃんと果たせよということなのか、ここも、それを円滑にしませ

んと、中小企業への資金供給が途絶えてしまうと、大阪府が2兆7千億でこれ以上もう元気無いねんと、財政力無いねんと言ってしまうのか、市がこれまでやってこられた8千億もやっぱり一定の役割を果たすよということになるのか、非常に難しい議論が出てくると思いますので、また議論させていただきたいと思います。

(橋下市長)

政令市で信用保証協会を持っているところは。

(池田大阪市企業支援担当部長)

今、政令市で保証協会を持っておりますのは、名古屋、横浜、川崎、それと岐阜市が持っております。

(橋下市長)

政令市20の内、大阪市含めて4…。

(池田大阪市企業支援担当部長)

大阪市を含めて4つということです。

(橋下市長)

そこは、きちっと議論をしながら、ただ金融についても、いままでダブリもあったのでしょうけども、金融政策と言いますか、中小企業支援の策、どっち側がメインでやっていくかという議論にも繋がっていくと思いますのでね。

(池田大阪市企業支援担当部長)

すみません、ちょっとよろしいですか。先ほど副市長から、市の貸し付けた分は市が面倒を見るのは当然だという発言があったのですが、いわゆる市の制度保証で、大阪市が元々負担する割合のある分がございまして、この分については当然、大阪市が負担すると、こういうこととございまして。

(松井知事)

この協議会の中で、やはり当事者同士、もちろんその中に入りますけれども、冷静に中立に判断できる、そういうメンバーが入ってもらわないと、どっちが可愛いという話になったらいかんので、大阪府の保証協会の方が中身がいいのか、経営状態がいいのか、市の方が経営状態がいいのか、そういう

ことも、やはり当事者同士では色々と見方があると思うので、そこは、協議会を采配する、中立な、これは弁護士さんとか、そういう人を候補に選んでもらわないかと思っています。当事者同士も入って、フルオープンでお互いにお互いのところを指摘し合いながら、中立な人が最後判断してもらったらいと思っています。

(橋下市長)

これ、通常の合併協議会でF Aか何か付けるんですかね？合併協議会やって、デューデリやるのに、もう当然付けますもんね。

(村上副市長)

デューデリは当然外部の方を導入…。

(橋下市長)

はい。あと、スケジュールなんですけども、来年度の4月1日で、統合というスケジュール…。

(村上副市長)

いや、来年度中を目途ということ…。

(橋下市長)

来年度中ですね。

(村上副市長)

はい。これは、国との関係もありますし、それから金融機関との交渉も色々出でくるとしますので、あまり拙速にやりますと、と思いますので。

(橋下市長)

じゃあ来年度中ということで。途中でですから、合併協議会で、市町村のときもそうですけど、合併協議会でうまくいかなかったときには、次の手立てを、合併協議会を用いずに、この統合というところはバシッと決めてですね。まずは合併協議会でしっかり査定してもらって、それでどうしても、膠着して動かないというときになったら、またそのときに、正式に次の手立てを考えるってことでいいですかね。まずは、合併協議会でしっかりと査定して、公正に手続きを進めてください。

(山口事務局長)

すみません。大庫先生からメモをいただいておりますが、紹介できませんでしたが、もう、読んでいただくということでよろしいでしょうか？いいですね、はい。そしたらすみません、今、時期とか、あるいはメンバーとか色々のご指示をいただきましたけれども、これを踏まえて、合併という方向で準備組織を立ち上げて、検討していただくということで方向性をいただきましたので…。

(木村副知事)

1点だけ、スケジュール感ですけれどね、確かに25年度末で役所の手続きも終わってということですが、やはり中身については、できるだけ早く、来年の年度末ではなくてですね、かなり短期のターゲットを決めてやるべきだと、僕は思っていますので、そういう形で進めていきたいと思っています。

(橋下市長)

協議会つくって、デューデリ入ってということで、もうそれは、今のチームの方で、どんどん進めてもらえるわけなんですか？

(橋本大阪府商工振興室副理事)

今日の決定を受けまして、信用保証協会の方に公式に依頼して、向こうで機関決定していただいた上で、協議会を立ち上げたいと思います。

(山口事務局長)

はい、そしたら、そういう方向でよろしいでしょうか？

(橋下市長)

保証協会の件は、これでいいですけど、1点、いきなりサプライズ議題をちょっと。リバティなんですけれどね。今日、リバティで、ちょっと市役所の方と担当部局と話をしたんですけど、8900万円ほど基本財産あるんですよ。ですから基本財産ある中で、役所の方も、とにかく今年度末までは、とにかく補助を全額出してほしい、という話があったんですけども、僕もすぐ市役所の川向こうで法律事務所経営して、いろいろやっていますけどもね、何かこう話をするとき、すぐ5000万、何千万という話がポンとくる話は、なかなかないんです、普通では。ですから基本財産8900万円の中で、まず、どこまで何ができるのかっていうことをしっかり固めてもらってからですね、次、税の投入っていう話にしないと、どうも役所の中で議論していると、税金の

ほうがもう右から左にポンと出てくるから、とりあえずこのお金がほしい、とくるんですけどもね、責任をはっきりさせるためにも、基本財産というもので、まず、どこまで何ができるのかって言うことをはっきりさせた上で、次のことを考えないと、その補助、補助というわけにはちょっと行かないなと思っているんですけどもね。

(総山副知事)

あの2点あるんです。まず1点目は、今の市長が財源議論でおっしゃいましたけども、財源議論というよりも、リバティを今後どうして行くのか、という形がまず議論しなければならない。ピースおおさかの議論も、大阪府知事のメッセージもわれわれも受けてますので。リバティをどうして行くのか、というのを、まず1点、きちんとした上で、もう1つは、基本財産というものは、法人の基幹的な財産であって、それを取り崩して、当分の間、運転できるやんかっていうのはおかしいと思います。だから役割をきちんと踏まえたうえで、その役割に公がやっぱり一定の関与が必要だということになれば、基本財産の議論ではなく、税として、いくらかは別として府市が協力して動かしていく。基本財産は、最後の手段として、法人がいきつなくなってきた場合は、取り崩しの議論があって、それで繋いで行けばいいということだろーと思いますけども、それらのことも含めて、問題意識は前から、聞かせてもらっていますんで、ちょっと検討する時間を下さいと、前にお願ひしたと思うので、今日、突然のあれで、答え出せと言われても、ちょっとすみませんが。

(橋下市長)

今日、特別展示のやつの一覧表を見させてもらったんですけどね、全然、その子どもたちに夢や希望を与えとかね、12月までの展示が6つぐらい入ってたんですけども、やっぱり今までの政治と行政の関係の中で、財団とか役所のほうの組織が、自分たちでこういう企画をやっていきたいと思ったやつを進めていこうとしていたんですが、これ正直、僕らの感覚では、これ待ただつたと。

(総山副知事)

そこは、この間もお話しましたように、知事・市長から見ていただいて、「何だ」というところは、十分受け止めてます。したがって、先ほど申し上げました1番目として、リバティをどう考えていくのか、しっかりおさえさせていたいただきたい。おさえた上で、「やっぱり子どもの教育に、あるいは子どもの何とかにいろいろ役に立つやんか」と。あるいは、「ピースとの連携

もこれこれであまいこといくやんか」ということになれば、運転経費は、当然、教育コストとして出していく。そうではなしに、リバティが自発的に「自分のやりたいことをやるねん、俺のこと構わんといて」というならば、8900万円あるんやから、それを取り崩して勝手にやれよ、という議論になるやろうし。そこをきっちり議論させていただくための時間をほしい。

(橋下市長)

議論はしますけども、今まで継続的にやってきたことですね、行政がこれ必要だと思っても、やっぱり僕ら有権者の感想を踏んだときに、これはもう、近現代史教育館も新しく一から作っていくという方針を知事とまた決めていきますので、あまりリバティ、ピースというところにとられることなく、行政で考えていただくことはないですけども、第一に近現代史教育館というところにドーンとお金を突っ込んでいけば、もうリバティがやっていることとか、そういうところには回ってこないと思います。

(総山副知事)

はい。市長のご意見としては十分受け止めます。われわれとしては、そのメッセージを受けて、どういう形で知恵を出せるのか議論していきたいと思っておりますので、少しだけ時間をいただいて、今日を決定にしないでください。

(橋下市長)

副知事、やっぱりこれはもう、今までこうやってきたことを前提とするんじゃなく、本当に大阪の子どもたちのためにどういう中身のものが必要なのかというところからスタートしないと。

(総山副知事)

この間、市長にも言いましたけど、教育長も含めて言いましたけども、リニューアルじゃないと、リニューアルは、今あることを所与のものにして、どう改善していくかっていう議論なんですけども、抜本的に、知事・市長が見ていただいた、メッセージを受けて、やっぱりそれを運営していこうとするならば、世間にもちゃんとしたものに、もっていかなアカンと思うんです。

(松井知事)

これあの、僕もそうですし、橋下市長も責任を感じているから、余計にそういう話をしてまして、今年予算を付けたときに、事実として、その前に僕はリバティを見ていなかった。これ予算を提案してしまった。市長が知事

のころにリバティの改装予算を付けてしまった。自分らでよくわかってるんです。自分たちが見たときに、これはもう「しまった」と、だから見直すとおかしいと思ったら見直そうということで、責任は十分感じているので、もう1度失敗するわけにはいきませんので。現状、統合本部というよりも、府としては、市長とこの間見た中で、市長の方で予算をつけないという話になれば、やはり府単独で、あのまま継続できるというものではありませんので、その方向で副知事よろしく。

(橋下市長)

だから副知事、今日、市役所のほうの担当部局の方から「とりあえず今年度分の予算を」という話だったんです。「とりあえず」と言うのはだめですよと、税なので。ですから、本当にあそこが必要になる施設になるのであれば、これはもう早急にそのプランを出してもらわないといけません。ただ、これは橋爪さんの方に作ってもらうわけにはいきませんので。橋爪さんは、僕ら側のほうで近現代史教育館を作るという方向でいきますから。ですから行政内部の方で、またリニューアルということになれば、そういう案が出てくればいいんですけども。でも僕はもうここはある程度方向性を決めて、やっぱり収斂に向かうような方向に行かないと、ずるずる行ってしまうと思うんですね。やっぱり、申し訳ないけども、いろんな行政の判断の中でいろんなものを作って、これは、これはと思うのがある中で、僕らが有権者のそういう感覚を受けて、近現代史についてはしっかり子どもたちに学ばせたいという、この部分はやっぱりお金を使ってでも、やらなければいけないと思うので。

(総山副知事)

決して守旧派ではなくて、抵抗勢力でもなくて。市の方で、これまでどのように市長とやっておられるのは承知しませんけども、とにかく、7月の答えを出していただくまでに、われわれとしての考え方をお示しすると。それはアカンという結論も否定しているわけではない。知事・市長に見ていただいたメッセージを受けて、今のままではなくって、これならば、堂々と市長にお金を付けていただける、というものを僕らが考えたい。僕ではなくて、しっかりとした担当がおりますんで。私どもも市長がいみじくも議会で答弁されたように、教育長と市長との議論を踏まえて考えてきたつもりやったんですけども、やっぱり異動の中で、それぞれ最後までみきれなかった、という部分もあって、さっき知事がおっしゃったように、それぞれ、私もべつに無責任だと言ってるつもりはありませんので。よりよい施設にしていきたい

という思いがあるので、ハード部分もそういうつもりで、きちっとやります。検討した結果をきちんと説明しようと思っていますので。

(橋下市長)

橋爪顧問からメールが来たんですけど、橋爪顧問のほうにですね、リバティのリニューアルのプランを橋爪顧問の都市魅力戦略会議のほうで作るように、という依頼がきたんだけどもと。僕は待ってくださいよ、それはやらなくていいと。リニューアルプランは担当部局の方が、そこまでやるって言うんだったら、担当部局のほうで、まず案を出していただいてですね、都市魅力戦略会議のほうは、近現代史教育館のほうを走りながら。ピースの延長でなくて、リセットでいきますんで。ですから、ピースのリニューアルとか、リバティのリニューアルというのをどうしてもというのであれば、局のほうで、リニューアルを出していただいて、こちらの方は、都市魅力戦略会議の方では、近現代史教育館の案を出しながら、この統合本部でですね、リバティリニューアル案、ピースリニューアル案と、近現代史教育館と、この案が出てきて、どれを採択するか、知事と一緒に決めていきたいと思っております。橋爪さんのところで作るってことではなくって、担当部局のほうで、その案を出していただくという、その方向でよろしいですね。

(総山副知事)

はい。

(山口事務局長)

それでは、この件につきましては、今の指示を踏まえて、事務局検討をやっていたかどうかということで、お願いしたいと思います。

それでは、今日の議題は以上で終了しましたので、これで本日の府市統合本部会議は終了させていただきたいと思っております。ありがとうございました。